【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月14日
【会社名】	株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ
【英訳名】	KADOKAWA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　松原　眞樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番３号
【電話番号】	０３（３２３８）８４０１（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務本部長　渡辺　彰
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番３号
【電話番号】	０３（３２３８）８７３２
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務本部長　渡辺　彰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、平成26年５月14日開催の当社の取締役会において、共同株式移転により当社及び株式会社ドワンゴ（以下、ドワンゴ）の完全親会社となる株式会社KADOKAWA・DWANGO（以下、統合持株会社）を設立（以下、本株式移転）する方法により経営統合（以下、本経営統合）すること並びにドワンゴとの間で本経営統合に係る統合契約書（以下、本統合契約）を締結することについて決議するとともに、本株式移転に係る株式移転計画（以下、本株式移転計画）の作成につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の３の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

（1）本株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ドワンゴ
本店の所在地	東京都中央区銀座四丁目12番15号
代表者の氏名	代表取締役社長　荒木　隆司
資本金の額	10,616百万円(平成25年９月30日現在)
純資産の額	(連結)20,736百万円(平成25年９月30日現在) (単体)19,675百万円(平成25年９月30日現在)
総資産の額	(連結)28,853百万円(平成25年９月30日現在) (単体)25,026百万円(平成25年９月30日現在)
事業の内容	ネットワーク・エンタテインメント・サービス及びコンテンツの企画・開発・運営、動画コミュニティサービスの運営等

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

（連結）

事業年度	平成23年９月期	平成24年９月期	平成25年９月期
売上高(百万円)	34,298	36,243	35,946
営業利益(百万円)	1,671	1,345	2,130
経常利益(百万円)	1,473	1,284	2,292
当期純利益または 当期純損失（△）(百万円)	1,238	△506	2,271

（単体）

事業年度	平成23年９月期	平成24年９月期	平成25年９月期
売上高(百万円)	27,040	19,432	19,178
営業利益(百万円)	1,551	106	542
経常利益(百万円)	1,483	302	1,412
当期純利益または 当期純損失（△）(百万円)	1,395	△1,005	1,951

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成26年３月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
川上　量生	14.85%
株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ	12.23%

ゴールドマンサックスインターナショナル	8.88%
エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社	6.04%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信用口）	5.48%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

（平成26年３月31日現在）

資本関係	当社はドワンゴの発行済株式総数の12.23%を、ドワンゴは当社の発行済株式総数の2.49%をそれぞれ保有しております。
人的関係	当社の取締役相談役1名がドワンゴの取締役を兼務しており、ドワンゴの代表取締役会長1名が当社の取締役を兼務しております。
取引関係	ニコニコ動画、ニコニコ静画(電子書籍)に関わる取引がございます。

(2) 本株式移転の目的

① 経営統合の検討経緯

当社は、出版事業、映像事業、版権事業、デジタルコンテンツ事業等を行い、優れたコンテンツ創出力とブランドを活かして、世界で通用するIPの創出と国内外での事業展開の強化に向けて邁進してまいりました。平成25年10月には、連結子会社９社を吸収合併し、事業会社としての強固な基盤を確立するとともに、IPを核とした多種多様な領域をカバーするメガコンテンツパブリッシャー、デジタルコンテンツプラットフォーマーとして、新たなサービスに挑戦しております。

ドワンゴは、モバイル端末向けコンテンツ配信サービスやゲームソフトの開発・販売、ライブイベントの運営、そして日本最大級の動画サービスであるniconicoを展開し、その扱うコンテンツの独自性や特異性、ユーザー同士のコミュニケーションから生まれる創作文化の支持を受け、「ネット」と「リアル」が融合する次世代ネットワーク・エンタテインメント分野での事業展開を推し進めてまいりました。niconicoは、平成26年３月末現在で登録会員数3,936万人、有料のプレミアム会員数223万人を有するプラットフォームに成長しており、変化の激しい業界において、今までにないユニークなサービスの創造に継続的に取り組んでおります。

近年、LTE等の高速通信網の整備により、外出時も大容量通信を利用できる環境が整備されたことで、スマートフォンやタブレット端末等の急速な普及とともに通信機能を備えたデバイスの進化と多様化が進んでおります。それに伴い、多様なユーザーニーズに応えるための新しいアプリやサービスが次々と登場し、また、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、動画配信サービス、電子書籍等のデジタルコンテンツの利用も拡大しております。

かかる事業環境の下、当社とドワンゴは持続的な成長を図るために、当社の書籍、コミック、映画、アニメ、情報誌、ゲームなどのエンタテインメント・コンテンツと、ドワンゴのniconicoを始めとした様々なサービス及び高度なネットワーク技術を連携させ、付加価値の高いコンテンツや新規サービスを迅速に提供することを目的として、平成22年10月に包括的業務提携を行い、平成23年５月には資本提携を行っております。さらに、両社は、互いのリソースを活用し、新しい形の広告サービスを開発するために、平成25年３月にドワンゴの子会社であった株式会社スマイルエッジ(以下、スマイルエッジ)を合弁会社化いたしました。

これらの結果、両社のコラボレーションにより互いの収益に貢献する事業が生まれるなど、事業提携は順調に進捗しております。

この度、両社のビジョン、経営方針及び両社を取り巻く環境を総合的に勘案した結果、両社の提携関係をより一層強化することが相互の経営戦略に合致するものであり、さらに両社が経営統合を行って共通の理念と戦略の下でそれぞれの経営資源を有効活用することが、ユーザーを含めたあらゆるステークホルダーの皆様の期待に沿えるものとの認識に至りました。そのため、当社とドワンゴにより統合持株会社を設立し、両社対等の精神において経営統合を行うことを決定いたしました。

② 経営統合の目的及び中期的な目標

本経営統合は、デジタル化とインターネット技術が進展するなかで、当社の有するコンテンツ及びリアルプラットフォームとドワンゴの有する技術力及びネットプラットフォームを融合させ、ネット

時代の新たなビジネスモデルとなる“世界に類のないコンテンツプラットフォーム”を確立することを目指します。

また、中期的には“進化したメガコンテンツパブリッシャー”として、ネット時代の新たなメディアを築いてまいります。

③ 経営統合により見込まれる相乗効果

両社は、「コンテンツとテクノロジーの融合」「リアルプラットフォームとネットプラットフォームの融合」について協議を進めた結果、両社事業の強みを相互に活用し、補完性を高め、既存事業の強化・新規事業創出を実現させるためには、統合持株会社体制への移行が最適であると判断いたしました。本経営統合によって、両社共通の経営戦略の下で、統合によるシナジーを最大限発揮できる経営体制を構築し、両社のユニークな事業特性を活かした連携を進めてまいります。

(i) 両社事業の連携によるシナジー効果

当社の優れたコンテンツ編集力を活かし、ドワンゴのプラットフォーム上でUser Generated Contentとして創出される多様なコンテンツをプレミアム化し、メディアミックスを含めた当社の販売・流通施策を通じて、当社におけるコンテンツ販売事業を最大化いたします。

魅力ある当社のコンテンツとドワンゴの最先端のネットプラットフォームを融合させた新たなビジネスモデルのもとにプラットフォームを強化し、ドワンゴのプラットフォームの更なるユーザー数の増加・広告収入の増加という好循環を生み出します。また、当社の情報取材・編集力とドワンゴのネットプラットフォームにおける情報展開力を活かし、他のマスメディアを補完するネット時代の新しいメディアを構築いたします。

海外においては、既に当社が展開している現地拠点やその運営ノウハウと、ドワンゴのネットプラットフォーム等を活用し、新たなビジネスモデルを検討してまいります。

さらに、両社にて強化されるプラットフォームの上で、両社が持つさまざまなコンテンツや販売チャネルを活用し、EC・新広告サービスの拡大を目指します。

なお、スマイルエッジによる両社広告媒体の共同営業を既に実施しておりますように、本経営統合においてシナジー効果を生むと見込まれる事業については、既存、新規を問わず、両社より互いに経営資源を持ち寄り、スピード感を持って取り組んでまいります。

(ii) 統合持株会社体制による経営の機動性・効率性

統合持株会社体制により、両社共通の経営戦略の下、統合持株会社が成長分野に両社の経営資源を効率的に配分いたします。両社は、独自性を活かしながら、統合持株会社において総合力を最大限発揮させる経営体制を構築いたします。さらに、管理部門・ITシステムの統合等、統合可能なエリアの効率化を実現し、企業価値の向上を目指してまいります。

両社は、本日の本経営統合にかかる決議を受けて、グループ統合委員会を設置し、統合持株会社体制への円滑な移行及び本経営統合の目的の早期実現に向けて、詳細な検討を開始いたします。

(3) 本株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）その他の株式移転計画の内容

① 本株式移転の方法

平成26年５月14日に、当社及びドワンゴが作成した本株式移転計画に基づき、株式移転設立完全親会社である統合持株会社の成立の日である平成26年10月１日をもって、統合持株会社は当社及びドワンゴの発行済株式の全部を取得し、その株式に代わる統合持株会社の新株式を、当社及びドワンゴの株主に対して割り当てます。ただし、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

② 本株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

(i) 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

	当社	ドワンゴ
株式移転比率	1.168	1

(注１) 株式の割当比率

当社の普通株式１株に対して統合持株会社の普通株式１.１６８株を、ドワンゴの普通株式１株に対して統合持株会社の普通株式１株をそれぞれ割当て、交付いたします。なお、当社の株主に交付する統合持株会社の普通株式の数に１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関係

法令の定めに従い、当該株主に１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

(注２）統合持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

統合持株会社の単元株式数は、100株とします。

なお、100株未満の統合持株会社の株式の割当てを受ける当社またはドワンゴの株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、統合持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(注３）統合持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式74,907,650株

上記は平成26年３月31日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数であり、両社は、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、統合持株会社設立の直前までに当社の新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、統合持株会社が交付する新株式数は変動する可能性があります。

(ⅱ）本株式移転の日程

本株式移転計画・統合契約締結承認取締役会決議日(両社)	平成26年５月14日
統合契約締結日(両社)	平成26年５月14日
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日公告日(ドワンゴ)	平成26年５月14日（予定）
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日(ドワンゴ)	平成26年５月29日（予定）
本株式移転計画承認定時株主総会決議日(当社)	平成26年６月21日（予定）
本株式移転計画承認臨時株主総会決議日(ドワンゴ)	平成26年７月３日（予定）
上場廃止日(両社)	平成26年９月26日（予定）
統合持株会社設立登記日(本株式移転効力発生日)	平成26年10月１日（予定）
統合持株会社株式上場日	平成26年10月１日（予定）

ただし、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(ⅲ）株式移転計画の内容

両社が平成26年５月14日付で作成した本株式移転計画の内容は、別紙「株式移転計画書」のとおりです。

(4）株式移転比率の算定根拠等

① 算定の基礎

当社及びドワンゴは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は野村證券株式会社(以下、野村證券)を、ドワンゴはJ.P.モルガン証券株式会社(以下、J.P.モルガン)を本経営統合のためのフィナンシャル・アドバイザーとして任命しそれぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領しました。

野村證券は、当社及びドワンゴの財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、両社について、両社の株式がともに取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下、DCF法)を採用して算定を行いました。各評価方法による算定結果は以下のとおりであります。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、ドワンゴの普通株式１株に対して統合持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、当社の普通株式１株に割り当てる統合持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ

市場株価平均法	1：1.11～1.23
類似会社比較法	1：0.84～1.45
DCF法	1：1.07～1.16

なお、市場株価平均法では、平成26年５月13日(以下、算定基準日)を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る１週間、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社とその関係会社の資産または負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

また、野村證券がDCF法の前提とした当社の将来の利益計画については、平成27年３月期において、新規事業投資により対前年度比較において大幅な減益が見込まれますが、平成28年３月期以降は、上記の新規事業投資の効果出現等の業績寄与により対前年度比較において大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。一方、野村證券がDCF法の前提としたドワンゴの将来の利益計画については、平成26年９月期以降、プレミアム会員の増加を含むポータル事業における増益により、対前年度比較において大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。

当社は、野村證券から平成26年５月14日付にて、一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。

他方、J.P.モルガンは、当社及びドワンゴの株式の価額について、両社の株式が証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の見通しを反映するため、両社についての公開情報及び両社からJ.P.モルガンに対して提出されたそれぞれの内部財務分析・予測に基づくDCF法による算定を行いました。各手法による株式移転比率の算定レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、ドワンゴの普通株式１株に対して統合持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、当社の普通株式１株に割り当てる統合持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価平均法	1：1.11～1.23
DCF法	1：0.95～1.46

なお、市場株価平均法については、平成26年５月13日を算定基準日として、算定基準日の両社の株価終値、算定基準日から遡る１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値平均株価を算定の基礎としております。

J.P.モルガンがDCF法による分析に用いた当社の将来の業績・事業予測においては、平成27年３月期につき、新規事業投資による大幅な減益を見込んでおります。他方、平成28年３月期以降の事業年度については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。これは主として、上記の新規事業投資の効果出現等の業績寄与による増益を見込んでいるためです。

また、J.P.モルガンがDCF法による分析に用いたドワンゴの将来の業績・事業予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。これは主として、プレミアム会員の増加を含むポータル事業における増益を見込んでいるためです。

J.P.モルガンの上記株式移転比率算定書は、ドワンゴの取締役会が本経営統合を検討するにあたり、情報を提供し支援するという目的のみのために作成されました。J.P.モルガンは、ドワンゴまたはその取締役会に対して、本経営統合に係る特定の株式移転比率について推奨しておらず、また、特定の株式移転比率が唯一の適切な取引条件であることについても推奨しておりません。

また、ドワンゴは、J.P.モルガンから、平成26年５月14日付で、一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がドワンゴの普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。

(注) J.P.モルガンのフェアネス・オピニオン及びその基礎となる株式移転比率の算定の前提条件、検討された事項及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりです。

J.P.モルガンは、そのフェアネス・オピニオンに記載された意見の表明及びその基礎となる株式移転比率の算定を行うにあたり、公開情報、KADOKAWA若しくはドワンゴから提供を受けた情報またはKADOKAWA若しくはドワンゴと協議した情報及びJ.P.モルガンが検討の対象とした、またはJ.P.モルガンのために検討されたその他の情報等の一切が正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性について検証を行ってはおりません(また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。)。J.P.モルガンは、KADOKAWAまたはドワンゴのいかなる資産及び負債についての評価または査定も行っておらず、また、そのような評価または査定の提供も受けておらず、さらに、J.P.モルガンは、倒産、支払停止またはそれらに類似する事項に関する適用法令の下でのKADOKAWAまたはドワンゴの信用力についての評価も行っておりません。J.P.モルガンは、KADOKAWA及びドワンゴから提出されたまたはそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析または予測に関連するKADOKAWA及びドワンゴの将来の業績や財務状況に関する経営陣の現時点での最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。J.P.モルガンは、かかる分析若しくは予測またはそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。J.P.モルガンはまた、本経営統合、本統合契約及び本株式移転計画(以下、本統合契約と併せて、本統合契約等)により企図される他の取引が、日本の法人税法上、非課税組織再編として適格であること、ドワンゴの代表者との間の協議においてまたはドワンゴの代表者から提供を受けた資料にて説明された税務効果があること、本統合契約等に規定されたとおりに実行されること、及び本統合契約等の最終版がJ.P.モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。J.P.モルガンは、本統合契約等においてKADOKAWA及びドワンゴが行った表明と保証が、J.P.モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びにドワンゴが本統合契約等に規定された、J.P.モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことを前提としております。J.P.モルガンは、法務、当局による規制、税務、会計等の事項に係る専門家ではなく、それらの点についてはドワンゴのアドバイザーの判断に依拠しております。さらに、J.P.モルガンは、本経営統合の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意または許認可が、KADOKAWA若しくはドワンゴまたは本経営統合の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

J.P.モルガンの意見表明は、必然的に、J.P.モルガンのフェアネス・オピニオンの日付現在でJ.P.モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいております。J.P.モルガンの意見表明がなされた後の事象により、当該意見表明が影響を受けることがありますが、J.P.モルガンはその意見を修正、変更または再確認する義務は負いません。J.P.モルガンのフェアネス・オピニオンは、本経営統合における株式移転比率がドワンゴの普通株式の株主にとって財務的見地から公正であることについての意見を表明するものにとどまり、ドワンゴのいかなる種類の有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとって本経営統合またはそれらの者が受領する対価が公正であることについて意見を述べるものではなく、また本経営統合を実行するというドワンゴの決定の是非について意見を述べるものではありません。J.P.モルガンは、将来において取引されるKADOKAWAの普通株式またはドワンゴの普通株式の価格に関し、意見を述べるものではありません。

J.P.モルガンは本経営統合に関するドワンゴのファイナンシャル・アドバイザーであり、かかるファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価としてドワンゴから報酬を受領する予定ですが、当該報酬の相当部分は本経営統合が実行された場合にのみ発生します。さらに、ドワンゴは、かかる業務に起因して生じ得る一定の債務についてJ.P.モルガンを補償することに同意しております。J.P.モルガンのフェアネス・オピニオンの日付までの2年間において、J.P.モルガン及びJ.P.モルガンの関係会社は、本経営統合に関するファイナンシャル・アドバイザリー業務を除き、KADOKAWAまたはドワンゴのために重要なファイナンシャル・アドバイザリー業務、商業銀行業務または投資銀行業務を行ったことはありません。J.P.モルガン及びJ.P.モルガンの関係会社は、その通常の業務において、KADOKAWAまたはドワンゴが発行した債券または株式の自己勘定取引または顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J.P.モルガン及びJ.P.モルガンの関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジションまたは売持ちポジションを保有する可能性があります。

② 算定の経緯

当社は野村證券に、ドワンゴはJ.P.モルガンに、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成26年５月14日付で、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

③ 算定機関との関係

野村證券は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。また、J.P.モルガンは、両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。

④ 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行している2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、新株予約権者に対してその保有する新株予約権に代わる統合持株会社の新株予約権を割当て交付するとともに、当該新株予約権付社債に係る債務のうち、本株式移転の効力発生直前時において未償還のものを統合持株会社が承継いたします。

⑤ 上場廃止となる見込み及びその事由

両社は、新たに設立する統合持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。また、両社は株式移転により統合持株会社の完全子会社となりますので、統合持株会社の上場に伴い、両社は平成26年9月26日に東京証券取引所をそれぞれ上場廃止となる予定です。なお、上場廃止につきましては、両社とも東京証券取引所の規則によりその期日が規定されております。

⑥ 公正性を担保するための措置

上記①のとおり、当社は、野村證券から平成26年５月14日付にて上記①算定の基礎に記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。

また、上記①のとおり、ドワンゴは、J.P.モルガンから平成26年５月14日付にて上記①に記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がドワンゴの普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。

また、各社は、法務アドバイザーとして、当社は森・濱田松本法律事務所を、ドワンゴは西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。また、西村あさひ法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。

⑦ 利益相反を回避するための措置

ドワンゴの代表取締役会長である川上量生氏は、当社の取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本日開催の当社の取締役会において、本経営統合及び本株式移転に関する議題の審議及び決議に参加しておりません。本日開催の当社の取締役会においては、川上量生氏を除いた当社の取締役全員の賛成により、本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成が決議されております。また、本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成について、当社の監査役はいずれも異議がない旨を述べております。

当社の取締役相談役(取締役相談役就任以前は代表取締役社長)である佐藤辰男氏は、ドワンゴの取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本日開催のドワンゴの取締役会において、本経営統合及び本株式移転に関する議題の審議及び決議に参加しておりません。本日開催のドワンゴの取締役会においては、佐藤辰男氏を除いたドワンゴの取締役全員の賛成により、本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成が決議されております。また、本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成について、ドワンゴの監査役はいずれも異議がない旨を述べております。

(5) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社KADOKAWA・DWANGO 英文社名：KADOKAWA DWANGO CORPORATION
本店の所在地	東京都千代田区
代表者の氏名	代表取締役社長　川上　量生 代表取締役社長　佐藤　辰男

資本金の額	200億円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	出版事業、映像事業、版権事業、デジタルコンテンツ事業、ネットワーク・エンタテインメント・サービス及びコンテンツの企画・開発・運営、動画コミュニティサービスの運営等を行う会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等

以　上

別紙

株式移転計画書（写）

株式会社ドワンゴ(以下「ドワンゴ」という。)及び株式会社KADOKAWA(以下「KADOKAWA」という。)は、平成26年5月14日付で、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条　(株式移転)

本計画の定めるところに従い、ドワンゴ及びKADOKAWAは、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。)の成立の日(第7条において定義する。以下同じ。)において、ドワンゴ及びKADOKAWAの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条　(新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1.　新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1「定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「株式会社KADOKAWA・DWANGO」とし、英文では「KADOKAWA DWANGO CORPORATION」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は、東京都千代田区富士見二丁目13番3号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、2億6千万株とする。

2.　前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

第3条　(新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

1.　新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

川上　量生
佐藤　辰男
角川　歴彦
荒木　隆司
松原　眞樹
濵村　弘一
夏野　　剛
小松百合弥
船津　康次(社外)
星野　康二(社外)
麻生　　巌(社外)

2.　新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

髙山　康明
初本　正彦
渡邊　　顯(社外)
鈴木　祐一(社外)

3.　新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条　(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1.　新会社が、本株式移転に際してドワンゴ及びKADOKAWAの株主に対して交付するそのドワンゴ又はKADOKAWAの普通株式に代わる新会社の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。
(1) 新会社が本株式移転に際してドワンゴ及びKADOKAWAの株式の全部を取得する時点の直前の時点(以下「基準時」という。)においてドワンゴが発行している普通株式の数に1を乗じた数
(2) 基準時においてKADOKAWAが発行している普通株式の数に1.168を乗じた数

2.　新会社は、本株式移転に際して、基準時におけるドワンゴ又はKADOKAWAの普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合にて新会社の普通株式を割り当てる。
(1) ドワンゴの株主に対し、その有するドワンゴの普通株式1株につき、新会社の普通株式1株
(2) KADOKAWAの株主に対し、その有するKADOKAWAの普通株式1株につき、新会社の普通株式1.168株

3.　前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理する。

第5条　(新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
(1) 資本金の額
200億円
(2) 資本準備金の額
200億円
(3) 利益準備金の額
0円

第6条　(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継)

1.　新会社は、本株式移転に際して、基準時においてKADOKAWAが発行している株式会社角川グループホールディングス2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成21年12月18日発行)に付された別紙2「株式会社角川グループホールディングス2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の内容」記載の新株予約権(以下「割当対象新株予約権」という。)の新株予約権者(以下「割当対象新株予約権者」という。)に対して、割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、基準時における割当対象新株予約権の総数と同数の、新会社の新株予約権(別紙3「株式会社KADOKAWA・DWANGO 2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項」記載の新会社の新株予約権付社債に付される同別紙の「1. 新株予約権に関する事項」記載の新株予約権をいう。以下同じ。)を発行し、割当対象新株予約権1個につき、新会社の新株予約権1個の割合をもって交付する。

2.　新会社は、本株式移転に際して、基準時においてKADOKAWAが発行している株式会社角川グループホールディングス2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成21年12月18日発行)についての社債に係る債務のうち、基準時において未償還のもの全てを別紙3「株式会社KADOKAWA・DWANGO 2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項」の「6.割当方法」記載のとおり承継する。

第7条　(新会社の成立の日)

新会社の設立の登記をすべき日(以下「新会社の成立の日」という。)は、平成26年10月1日とする。但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ドワンゴ及びKADOKAWAが協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条　(株式移転計画承認株主総会)

1.　KADOKAWAは、平成26年6月21日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2.　ドワンゴは、平成26年7月3日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

3.　本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ドワンゴ及びKADOKAWAは協議の上、合意により前二項に定める株主総会開催日を変更することができる。

第9条　(株式上場)

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

第10条（自己株式の消却）

ドワンゴ及びKADOKAWAは、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式の全て(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取によって取得する自己株式を含む。)を、基準時までに消却する。

第11条（剰余金の配当）

1.　ドワンゴは、平成26年9月30日の最終のドワンゴの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり10円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

2.　KADOKAWAは、平成26年3月31日の最終のKADOKAWAの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり60円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

3.　ドワンゴ及びKADOKAWAは、前二項に定める場合及び相手方当事者の事前の書面による同意を得た場合を除き、本計画作成後、新会社の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第12条（事業の運営等）

ドワンゴ及びKADOKAWAは、本計画作成後、新会社の成立までの間、善良な管理者としての注意をもって、それぞれの事業の運営及び財産の管理を行い、それぞれの事業、財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、事前にドワンゴ及びKADOKAWAが誠意をもって協議の上、合意によりこれを行う。

第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定めるドワンゴ又はKADOKAWAの株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、又は本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、ドワンゴ又はKADOKAWAの事業、財産状態又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事態が発生し、本計画の目的を達成することが不可能又は著しく困難となった場合は、ドワンゴ及びKADOKAWAが協議の上、合意により本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、ドワンゴ及びKADOKAWAが別途協議の上、合意によりこれを定める。

[本頁以下余白]

本計画作成の証として本書2通を作成し、両当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月14日

ドワンゴ　　東京都中央区銀座四丁目12番15号　歌舞伎座タワー
株式会社ドワンゴ
代表取締役社長　荒木　隆司

KADOKAWA　　**東京都千代田区富士見二丁目13番3号**
株式会社KADOKAWA
代表取締役社長　松原　眞樹

別紙1　定款

株式会社KADOKAWA・DWANGO　定　款

第1章　総　則

(商　号)
第1条
当会社は、株式会社KADOKAWA・DWANGOと称し、英語ではKADOKAWA DWANGO CORPORATIONと表示する。

(目　的)
第2条
1　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1) 出版業、図書及び定期刊行物の企画、制作、販売並びにその代理事業
(2) 楽譜の出版
(3) 電子媒体及び電子機器を利用した出版の企画、制作、製造及び販売
(4) 印刷及び製本業
(5) 放送法に基づく放送事業
(6) 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権、ノウハウ、商品化権その他の知的財産権の取得、実施、使用、利用開発、管理、使用許諾、維持、管理、販売、売却及び賃貸に関する事業
(7) 音楽著作権の管理
(8) 音楽著作物の利用の開発
(9) キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物、動物等画像を施した衣料品、文房具、玩具、装身具、化粧品、日用雑貨等)の企画、製造並びに販売
(10) コンピュータ及びその周辺機器、ソフトウェア並びにコンピュータゲーム用ソフトの企画、開発、制作、製造、販売、輸出入及び賃貸
(11) コンピュータを利用したネットワークシステムの企画、開発、製造、販売及び賃貸
(12) 電子商取引のシステム開発及び販売に関する業務
(13) 出版に関するコンサルティング
(14) 放送番組の企画、制作、販売及び賃貸
(15) 映画、音楽、演劇、美術等の文化事業、スポーツ事業、コンサート、オークションその他各種イベントの企画、制作、運営、興行、販売
(16) 映画館、劇場、ホール、スタジオ、ライブハウス、オークション会場、スポーツ施設、観光施設、宿泊施設、飲食店、小売店その他娯楽施設の運営及び経営
(17) 音声、映画、映像のソフトウェア(ディスク、テープ等のビデオグラム、フィルム)の企画、制作、製造、販売、輸出入、賃貸及び放送、上映、配給並びにこれらの仲介、媒介
(18) 美術、音楽、演芸及び映像技術等に従事する者並びに歌手、芸能タレント、スポーツ選手、作家、プロデューサー、実演家その他のクリエイター、著名人の斡旋、育成、マネジメント及びプロモート
(19) 国内外の楽曲の原盤制作業務
(20) コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・製作
(21) 新聞、出版物、ネットワークシステム等を利用した広告業、広告に関連する市場調査、市場分析、情報提供、広告の企画制作、制作販売及びそれらの代理事業
(22) 倉庫業及び自動車等一般運輸その他の運送業
(23) 不動産の売買、斡旋、仲介、賃貸及び管理並びにその代理事業
(24) 各種旅行の企画、立案及び販売並びに旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
(25) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
(26) 文房具、室内装飾品、衣料品、時計、玩具、キャラクター商品、清涼飲料、嗜好飲料、酒類、日用品雑貨、食料品、装身具、家具、家庭用電気製品、美術品、船舶、自動車及びその部品、医療機器、電子機器、医薬品、動物医薬品、医薬部外品、農薬、肥料、度量衡器、医療用具、計量器、化粧品、煙草切手類その他の商品・物品の企画、開発、製造、仕入、販売、卸、賃貸、仲介及び輸出入並びにプリペイドカード、図書券の発行及び販売
(27) 有価証券への投資
(28) 各種情報処理業及び情報提供サービス業
(29) 語学教室及び各種カルチャー講座の運営、並びに教材、教育器具の企画、製造、販売

(30) 各種資格・技能の習得・修習のための通信教育講座の開設・運営及び講座担当講師の指導・養成
(31) 幼児・小学生・中学生・高校生を対象とした進学・進級・補習のための進学・学習教室の運営及び講習・模擬試験の実施
(32) 企業の経営管理及び販売活動に関する人材育成のための教育及び養成並びにコンサルティング
(33) 人材の職業適性能力の開発及びその研修の実施
(34) 健康及び医療に関するコンサルティング
(35) 労働者派遣業
(36) 有料職業紹介業
(37) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
(38) 店舗設計及びインテリアデザイン、建築デザイン、工業デザインの企画、設計事業
(39) 通信販売業
(40) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資信託に関する調査、研究並びに商品投資販売業、商品投資顧問業
(41) 古物の売買、仲介及び輸出入
(42) マーケティングリサーチ事業
(43) 経営コンサルティング事業
(44) 技術セミナーの企画、開催
(45) セールスプロモーションの企画、立案並びに製作
(46) 電子商取引における販売促進活動の企画業務
(47) 電子商取引における物流管理に関する業務
(48) 電子商取引における情報管理に関する業務
(49) 企業間の提携に関する仲介業務
(50) 生花、園芸用樹木、草木類及び園芸用材料の生産及び販売並びに賃貸
(51) 保育所、託児所の企画、運営、管理
(52) 前各号の事業を営む企業に対する投資
(53) 前各号に附帯する一切の事業

2 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)
第3条
当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機　　関)
第4条
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

(公告方法)
第5条
当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　式

(発行可能株式総数)
第6条
当会社の発行可能株式総数は、2億6千万株とする。

(単元株式数)
第7条
当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)
第9条
1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)
第10条
当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)
第11条
当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)
第12条
当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)
第13条
1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第14条
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)
第15条
1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)
第16条
株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)
第17条
株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章　取締役及び取締役会

(取締役の員数)
第18条
当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)
第19条
1　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)
第20条
取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)
第21条
取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)
第22条
1　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2　当会社は、取締役会の決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行)
第23条
1　取締役社長は、当会社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の取締役は、代表取締役を補佐してその業務を分掌する。
2　取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)
第24条
1　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)
第25条
1　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)
第26条
当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)
第27条
取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)
第28条
取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)
第29条
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)
第30条
1　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章　監査役及び監査役会

(監査役の員数)
第31条
当会社の監査役は、6名以内とする。

(監査役の選任)
第32条
1　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)
第33条
1　監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)
第34条
監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)
第35条
1　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、監査役会を開催することができる。

(監査役会の議事録)
第36条
監査役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査役の報酬等)
第37条
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規則)
第38条
監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)
第39条
1　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章　計　算

(事業年度)
第40条
当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)
第41条
当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)
第42条
1　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)
第43条
当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)
第44条
1　配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。
2　未払の配当金には、利息をつけない。

第7章　附　則

(最初の事業年度)
第45条
第40条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)
第46条
第29条及び第37条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間に係る当会社の取締役及び監査役の報酬等の合計額は、それぞれ次のとおりとする。

取締役	金4億円以内
監査役	金5千万円以内

(附則の削除)
第47条
本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以　　上

別紙2　株式会社角川グループホールディングス2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の内容

1．新株予約権に関する事項

(1)　株式会社角川グループホールディングス2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下、別紙2において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）に付された新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、その総数は2,200個とする。

(2)　本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により株式会社KADOKAWA（株式会社角川グループホールディングスが2013年6月22日をもって商号変更。以下、別紙2において、「当社」という。）が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記1.(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)　本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とする。

②当初転換価額は2802円とする（2014年3月31日現在における転換価額は2,498円）。

③転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額}=\text{調整前転換価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新発行・処分株式数}\times\text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

④2012年12月4日（日本時間、以下、別紙2において、「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日（日本時間、以下、別紙2において、「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額（終値の平均値）に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記③に従ってなされた調整に従う。）。但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下、別紙2において、「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下、別紙2において、「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記③に従ってなされた調整に従う。）。かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下、別紙2において、「特別修正日」という。）に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われないものとする。

(4)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端

数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5)　本新株予約権を行使することができる期間

2010年1月4日から2014年12月4日の銀行営業終了時（いずれもロンドン時間）までとする。但し、本社債が下記2.(4)②乃至⑤記載の規定に従い繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ロンドン時間）まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2014年12月4日より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、法令又は当社の定款の作用によるとを問わず株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下、別紙2において、「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては両日（行使日及び株主確定日）を計算に含めるものとする。）に満たない場合、当該行使日及び株主確定日が当該4営業日に満たない間は、当該本新株予約権の行使はできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

(6)　その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7)　本新株予約権の行使請求受付場所

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited, Londonの所定の営業所において受け付ける。

(8)　組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

（イ）当社が組織再編等（下記2.(4)③に定義する。）を行う場合には、本新株予約権付社債が当該組織再編等効力発生日より前に償還されていない限り、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を引き受けさせ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

「組織再編等効力発生日」とは、各組織再編等において予定されるその効力発生日をいう。

（ロ）上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

②承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③承継会社等の新株予約権の目的である株式の数

当該組織再編等の条件等及び下記を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する。なお、転換価額は上記1.(3)③及び④と同様の調整及び修正に服する。

(i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii)上記(i)の場合以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

⑤承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記(イ)に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記1.(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥承継会社等の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等の際の新株予約権の行使

承継会社等について組織再編等が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

2. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

金110億円（2014年3月31日現在の未償還の額は、25億8000万円）。

(2) 各本社債の額面金額

5,000,000円

(3) 本社債の利息支払の方法及び期限

①本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

(i)本社債の利率

本社債の額面金額に対して年率1.0%とする。

(ii)利息支払の方法及び期限

本社債の利息は、払込期日（同日を除く。）から償還期日（同日を含む。）までこれをつけ、2010年3月31日を第1回の利息支払期日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日にその日（同日を含む。）までの前半箇年分を支払い、2014年12月18日の最終の支払いについては2014年9月30日（同日を除く。）から2014年12月18日（同日を含む。）までの分を支払う。

(iii)上記支払いのために各本社債には利札を付す。

(iv)償還期日以降は利息を付さない（1円未満の端数は四捨五入する。）。

(v)利息は、1年を360日、1ヶ月を30日として計算される。

(vi)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときには、その翌銀行営業日までこれを繰り延ばす。

②利息の支払場所

下記(8)記載の社債償還金支払場所と同じ。

(4) 償還の方法及び期限

①満期償還

2014年12月18日に、本社債額面金額の100%で償還する。

②税制変更による繰上償還

当社は、本社債に関する支払に関し下記2.(7)①により追加金支払義務が発生したこと又は発生することをDaiwa Securities SMBC Europeに了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知（以下、別紙2において、「税制変更償還通知」という。）をした上、残存する本社債の全部（一部は不可）を2009年12月19日以降、本社債額面金額の100%に繰上償還日までの経過利息を付して、償還することができる。上記にかかわらず、当社が税制変更償還通知をした場合であって、かかる税制変更償還通知がされた時点において、残存する本社債の額面金額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、本社債の各所持人は、当該本社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有し、また、当該税制変更償還通知にはその旨を記載するものとする。この場合、当社は本社債に関する支払期日後の当該本社債に関する支払につき下記2.(7)①記載の追加金の支払義務を負わず、当該本社債に関する支払期日後の当該本社債に関する支払は下記2.(7)①記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。当該本新株予約権付社債の所持人の権利は、当社に対して上記繰上償還日の20日前までに書面で通知することにより、行使されるものとする。

③組織再編等による繰上償還

(i)合併事由（以下に定義する。）（本新株予約権に代わる新たな新株予約権が本社債権者に付与されないもの。）の提案がされた場合、(ii)持株会社化事由（以下に定義する。）（本社債に基づく当社の債務が承継会社等に移転又は承継されることが提案されないものに限る。）の提案がされた場合、(iii)組織再編等（以下に定義する。）（承継会社等により、本社債権者に対し、本新株予約権の代わりに新たな新株予約権が付与されるもの。）が、本新株予約権に相当するものとして本新株予約権行使要領に定める内容で提案されない場合、又は

(iv)当社が、当該組織再編等の発生日又はその前に、承継会社の普通株式が当該組織再編等効力発生日において上場予定であること若しくは引き続き上場されていることを当社がその時点において想定していない旨をその理由と共に記載し代表取締役が署名した証明書を幹事会社に対して送付している場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、繰上償還日から東京における30日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額に繰上償還日までの経過利息及び下記2.(7)①に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。但し、かかる償還は、発行会社の株主総会（又は、株主総会での承認を要しない場合には発行会社の取締役会）による当該組織再編等の承認を条件とするものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記1.(3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債額面金額の100%とし、最高額は本社債額面金額の130%とする。かかる方式の詳細は、当社代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記1.(3)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）における、(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。「合併事由」という。）、(ii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iii)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。「持株会社化事由」という。）又は(iv)日本法に定められたその他の組織再編行為（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に移転又は承継されるものに限る。）の承認決議の採択を総称していう。

④上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って当社以外の者（以下、別紙2において、「公開買付者」という。）により、当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も、当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債額面金額の100%とし、最高額は本社債額面金額の130%とする。）に繰上償還日までの経過利息及び下記(7)①に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本④の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に繰上償還日までの経過利息及び下記(7)①に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還する。

⑤クリーンアップコール条項による繰上償還

当社は、下記通知日における元本残高が、当初発行された本社債額面金額合計額の10%未満になった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をすることにより、2009年12月19日以降2014年12月17日までの期間中、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%に繰上償還日までの経過利息を付して繰上償還することができる。

⑥買入消却

当社ないし当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従って、いつでもいかなる価額ででも本新株予約権付社債を買取引受人を介して買い入れ、買い入れた本新株予約権付社債をDaiwa Securities SMBC Europeに引き渡して消却することができる。かかる場合、Daiwa Securities SMBC Europeは直ちにそれらの本新株予約権付社債を消却しなければならない。

⑦債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が発生し、Daiwa Securities SMBC Europeが残存する本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当該通知受領より15日以内に当該事由を治癒し、又はその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置をとらない限り、当社は残存する本社債の全部を本社債額面金額の100%で償還しなければならない。

(5)　本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債の券面は、額面金額5,000,000円の各本社債と各本新株予約権1個を表章する無記名式の新株予約権付社債券（以下、別紙2において、「本新株予約権付社債券」という。）とする。本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。

(6)　本社債の担保又は保証

なし。

(7)　特約

①追加金の支払

本社債に関する支払につき、日本国又は日本国内のその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求される場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収後の支払額が当該源泉徴収がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加金を支払う。

②担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債（以下に定義される。）又は外債に係る保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等に比率で及ぶ場合、又はDaiwa Securities SMBC Europeが十分と認めるか若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。

上記における「外債」とは、当社が発行するボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し、償還期間が1年を超えるものをいう。）のうち、(i)日本以外の通貨円建てのもの、又は(ii)日本円建てで、当初、その元本総額の過半が、当社により又は当社の承認を得て日本国外で募集若しくは販売されるものであり、かつ、(i)及び(ii)のいずれの場合においても、日本国外の証券市場、店頭市場又はその他の類似の証券市場において、当面の間、取引相場があり、上場され若しくは通常取引がされているもの又はそれが予定されているものをいう。

(8)　本社債の償還金支払場所

Daiwa Securities SMBC Europeの所定の営業所において支払う。

3.　上場

該当事項なし。

4.　安定操作取引

該当事項なし。

5.　その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役が決定する他、買取契約書に定めるところによる。

別紙3　株式会社KADOKAWA・DWANGO 2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項

1.　新株予約権に関する事項

(1)　株式会社KADOKAWA・DWANGO（以下、別紙3において、「当社」という。）2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下、別紙3において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）に付された新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、その総数は2,200個とする。但し、ドワンゴとKADOKAWAとの間で2014年5月14日に作成された株式移転計画に基づく株式移転（以下、別紙3において、「本株式移転」という。）の効力が生ずる直前にKADOKAWA以外の者により保有されている残存する株式会社角川グループホールディングス2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下、別紙3において、「承継前新株予約権付社債」という。）に付された新株予約権の数が2,200個より少ない場合には、当該少ない個数とする。

(2)　本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記1.(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)　本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とする。

②転換価額は、当初、本株式移転の効力が生ずる直前に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を1.168で除したことにより算出される額に相当する額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。

③転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額}=\text{調整前転換価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新発行・処分株式数}\times\text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

④2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下、別紙3において、「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下、別紙3において、「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記③に従ってなされた調整に従う。）。かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下、別紙3において、「特別修正日」という。）に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われないものとする。

(4)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5)　本新株予約権を行使することができる期間

本株式移転の効力が生ずる日（以下、別紙3において、「本株式移転効力発生日」という。）から2014年12月4日の銀行営業終了時（いずれもロンドン時間）までとする。但し、本社債が下記2.(4)②乃至⑤記載の規定に従い繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ロンドン時間）まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2014年12月4日より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、法令又は当社の定款の作用によるとを問わず株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下、別紙3において、「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては両日（行使日及び株主確定日）を計算に含めるものとする。）に満たない場合、当該行使日及び株主確定日が当該4営業日に満たない間は、当該本新株予約権の行使はできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

(6)　その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7)　本新株予約権の行使請求受付場所

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited, Londonの所定の営業所において受け付ける。

(8)　　組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

（イ）　当社が組織再編等（下記2.(4)③に定義する。）を行う場合には、本新株予約権付社債が当該組織再編等効力発生日より前に償還されていない限り、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を引き受けさせ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

「組織再編等効力発生日」とは、各組織再編等において予定されるその効力発生日をいう。

（ロ）　上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

②承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③承継会社等の新株予約権の目的である株式の数

当該組織再編等の条件等及び下記を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する。なお、転換価額は上記1.(3)③及び④と同様の調整及び修正に服する。

(i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii)上記(i)の場合以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

⑤承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記(イ)に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記1.(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥承継会社等の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等の際の新株予約権の行使

承継会社等について組織再編等が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

2.　本社債に関する事項

(1)　　本社債の総額

承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金110億円のうち、本株式移転の効力が生じる直前において未償還の金額

(2)　　各本社債の額面金額

5,000,000円

(3)　　本社債の利息支払の方法及び期限

①本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

(i)本社債の利率
本社債の額面金額に対して年率1.0%とする。
(ii)利息支払の方法及び期限
本社債の利息は、本株式移転効力発生日（同日を除く。）から償還期日（同日を含む。）までこれをつけ、毎年3月31日及び9月30日にその日（同日を含む。）までの前半箇年分を支払い、2014年12月18日の最終の支払いについては2014年9月30日（同日を除く。）から2014年12月18日（同日を含む。）までの分を支払う。
(iii)上記支払いのために各本社債には利札を付す。
(iv)償還期日以降は利息を付さない（1円未満の端数は四捨五入する。）。
(v)利息は、1年を360日、1ヶ月を30日として計算される。
(vi)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときには、その翌銀行営業日までこれを繰り延ばす。
②利息の支払場所
下記(8)記載の社債償還金支払場所と同じ。

(4)　償還の方法及び期限
①満期償還
2014年12月18日に、本社債額面金額の100%で償還する。
②税制変更による繰上償還
当社は、本社債に関する支払に関し下記2.(7)①により追加金支払義務が発生したこと又は発生することをDaiwa Securities SMBC Europeに了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知（以下、別紙3において、「税制変更償還通知」という。）をした上、残存する本社債の全部（一部は不可）を本株式移転効力発生日の翌日以降、本社債額面金額の100%に繰上償還日までの経過利息を付して、償還することができる。
上記にかかわらず、当社が税制変更償還通知をした場合であって、かかる税制変更償還通知がされた時点において、残存する本社債の額面金額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、本社債の各所持人は、当該本社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有し、また、当該税制変更償還通知にはその旨を記載するものとする。この場合、当社は本社債に関する支払期日後の当該本社債に関する支払につき下記2.(7)①記載の追加金の支払義務を負わず、当該本社債に関する支払期日後の当該本社債に関する支払は下記2.(7)①記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。当該本新株予約権付社債の所持人の権利は、当社に対して上記繰上償還日の20日前までに書面で通知することにより、行使されるものとする。
③組織再編等による繰上償還
(i)合併事由（以下に定義する。）（本新株予約権に代わる新たな新株予約権が本社債権者に付与されないもの。）の提案がされた場合、(ii)持株会社化事由（以下に定義する。）（本社債に基づく当社の債務が承継会社等に移転又は承継されることが提案されないものに限る。）の提案がされた場合、(iii)組織再編等（以下に定義する。）（承継会社等により、本社債権者に対し、本新株予約権の代わりに新たな新株予約権が付与されるもの。）が、本新株予約権に相当するものとして本新株予約権行使要領に定める内容で提案されない場合、又は(iv)当社が、当該組織再編等の発生日又はその前に、承継会社の普通株式が当該組織再編等効力発生日において上場予定であること若しくは引き続き上場されていることを当社がその時点において想定していない旨をその理由と共に記載し代表取締役が署名した証明書を幹事会社に対して送付している場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、繰上償還日から東京における30日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額に繰上償還日までの経過利息及び下記2.(7)①に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。但し、かかる償還は、発行会社の株主総会（又は、株主総会での承認を要しない場合には発行会社の取締役会）による当該組織再編等の承認を条件とするものとする。
上記償還に適用される償還金額は、上記1.(3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債額面金額の100%とし、最高額は本社債額面金額の130%とする。かかる方式の詳細は、当社代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記1.(3)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。
「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）における、(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。「合併事由」という。）、(ii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iii)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。「持株会社化事由」という。）又は(iv)日本法に定められたその他の組織再編行為（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に移転又は承継されるものに限る。）の承認決議の採択を総称していう。
④上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って当社以外の者（以下、別紙3において、「公開買付者」という。）により、当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も、当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債額面金額の100%とし、最高額は本社債額面金額の130%とする。）に繰上償還日までの経過利息及び下記(7)①に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本④の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に繰上償還日までの経過利息及び下記(7)①に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還する。

⑤クリーンアップコール条項による繰上償還

当社は、下記通知日における元本残高が、当初発行された本社債額面金額合計額の10%未満になった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をすることにより、本株式移転効力発生日の翌日以降2014年12月17日までの期間中、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%に繰上償還日までの経過利息を付して繰上償還することができる。

⑥買入消却

当社ないし当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従って、いつでもいかなる価額ででも本新株予約権付社債を買取引受人を介して買い入れ、買い入れた本新株予約権付社債をDaiwa Securities SMBC Europeに引き渡して消却することができる。かかる場合、Daiwa Securities SMBC Europeは直ちにそれらの本新株予約権付社債を消却しなければならない。

⑦債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が発生し、Daiwa Securities SMBC Europeが残存する本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当該通知受領より15日以内に当該事由を治癒し、又はその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置をとらない限り、当社は残存する本社債の全部を本社債額面金額の100%で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債の券面は、額面金額5,000,000円の各本社債と各本新株予約権1個を表章する無記名式の新株予約権付社債券（以下、別紙3において、「本新株予約権付社債券」という。）とする。本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。

(6) 本社債の担保又は保証

なし。

(7) 特約

①追加金の支払

本社債に関する支払につき、日本国又は日本国内のその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求される場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収後の支払額が当該源泉徴収がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加金を支払う。

②担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債（以下に定義される。）又は外債に係る保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等に比率で及ぶ場合、又はDaiwa Securities SMBC Europeが十分と認めるか若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。

上記における「外債」とは、当社が発行するボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し、償還期間が1年を超えるものをいう。）のうち、(i)日本以外の通貨円建てのもの、又は(ii)

日本円建てで、当初、その元本総額の過半が、当社により又は当社の承認を得て日本国外で募集若しくは販売されるものであり、かつ、(i)及び(ii)のいずれの場合においても、日本国外の証券市場、店頭市場又はその他の類似の証券市場において、当面の間、取引相場があり、上場され若しくは通常取引がされているもの又はそれが予定されているものをいう。

(8)　本社債の償還金支払場所

Daiwa Securities SMBC Europeの所定の営業所において支払う。

3．上場

該当事項なし。

4．安定操作取引

該当事項なし。

5．その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役が決定する他、買取契約書に定めるところによる。

6．割当方法

本株式移転の効力が生ずる直前にKADOKAWA以外の者により保有されている残存する承継前新株予約権付社債の社債権者に対して、その保有する承継前新株予約権付社債に係る社債金額と同額の社債金額となる本社債を割り当てる。